

令和5年4月1日から

「広島市防災訓練補助金」が変わります

＼町内会単位の自主防災組織も補助対象になります／

学区防災訓練
最大15万円

【改正前】
参加人数×200円

単位防災訓練
最大5万円

資機材購入費経費として
5万円加算
(※5年に1回限り)

より多くの自主防災組織が防災訓練を実施し、充実した訓練が実施できるように、「広島市防災訓練補助金」を改正しました。

改正点①

小学校区自主防災会連合会 15万円

1組織当たり15万円を上限に補助します。

改正点②

町内会単位の自主防災組織も補助対象 5万円
資機材購入経費として5万円を加算

- ・1組織当たり5万円を上限に補助します。
- ・資機材を購入する場合は5万円を加算します。
(5年に1回限り)

改正点③

「防災意識啓発活動」も補助対象に

これまでの「避難訓練」「指定避難所運営訓練」「応急訓練」に加え、とんど祭りでの消火訓練、水害碑巡り等の「防災意識啓発活動」も補助対象になります。

【補助金申請に関するご相談】

各区役所地域起こし推進課まで

【防災訓練に関するご相談】

各区役所地域起こし推進課・各消防署警防課まで

【制度に関するお問合せ】

広島市危機管理室災害予防課

電話：082-504-2664



詳しくは裏面へ

地域における防災訓練の促進や、訓練内容の充実を図るため、訓練で使用する物品等の購入等に伴う費用を補助します。

【対象団体】

- 小学校区自主防災会連合会
- 町内会単位の自主防災組織

【対象訓練】

上記団体が開催する以下の防災訓練

- 避難訓練
- 指定避難所運営訓練
- 応急訓練（消火訓練、救出訓練など）
- 防災意識啓発活動（とんど祭りでの消火訓練、水害碑巡りなど）

地域で行う防災訓練に、避難行動要支援者の参加を積極的に呼びかけましょう。

開催方法や対象経費についてお困りごとがあれば、各区役所地域起こし推進課へお気軽にご相談ください。

【補助金額】

○小学校区自主防災会連合会

1 組織あたり 15 万円を上限 または実支出額のどちらか低い額

○町内会単位の自主防災組織

- 1 組織あたり 5 万円を上限
- 資機材購入経費として 5 万円加算（5 年に 1 回）

いずれも実支出額のどちらか低い額

※補助金の交付は、1 団体に対して 1 年度につき 1 回限りです。

【補助対象の例】

- わがまち防災マップの印刷費（更新に併せて防災訓練を行う場合に限る）
- 炊き出し訓練で使用する食材、飲料水
- 水害碑巡りで使用するバスの借上げ料
- 防災訓練の実施や避難行動要支援者の避難支援等に必要な資機材（拡声器、誘導灯、車椅子、リヤカーなど）